

令和7年度償却資産申告の手引き

市税務行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産（事業用資産）の所有者は、毎年1月1日現在深谷市内に所有する償却資産（事業用資産）について、市に申告する義務があります。（地方税法第383条）

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、法人税法又は、所得税法の所得の計算上、損金又は、必要な経費に算入されるもののうち、その取得額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます。

つきましては、同封いたしました償却資産申告書に必要事項をご記載のうえ、ご提出をお願いいたします。

※ 国税の確定申告とは異なりますので、申告漏れのないようにご注意ください。

申告期限は 令和7年1月31日（金）です。

1 申告が必要な方

工場や商店の経営、農業、駐車場やアパートの貸付など、事業を行っている方で、令和7年1月1日現在、償却資産（事業用資産）を所有している方。

※ 太陽光パネル等を設置して売電収入を得ている方なども、申告をする必要があります。

償却資産は毎年申告する必要があります。資産の異動（増減）、該当する資産がない場合も、その旨を備考に記載し必ず申告してください。

2 提出する書類

（1）必ず提出していただくもの

- ① 債却資産申告書
- ② 種類別明細書

※ 全資産申告であっても、減少資産把握のため、減少資産の明細書も提出してください。

※ 廃業・解散・移転された方も、その旨償却資産申告書の備考欄に記載し提出してください。

申告書は、市のホームページからもダウンロードできます。

【くらし・手続き⇒くらし⇒税金⇒固定資産税⇒償却資産申告書・種類別明細書】

（2）特例等対象資産がある方のみ提出していただくもの

特例等対象資産であることが確認できる書類（初年度のみ）

（例）

	必要な添付書類
生産性向上に資する資産	<ul style="list-style-type: none">・認定申請書の写し・認定書の写し・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（該当する場合）

その他特例等対象資産については、市ホームページ又は、資産税課へお問い合わせください。

3 提出先

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号
深谷市役所市民生活部資産税課家屋係（償却資産担当）
電話 048-574-6638（資産税課直通）

申告書の提出は、窓口以外にも、郵送及びeLTAXによる電子申告でも受け付けています。

※ 控えの返送をご希望の方は、控え用の申告書及び返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeLTAXホームページから利用の届出を行う必要があります。

4 番号法に定める本人確認の実施

個人番号が記載された申告書を提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認・身元確認及び代理権確認）を実施いたします。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また郵送の場合は、各資料の写しを添付してください。

なお、法人又は、eLTAX（電子申告）による申告の場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

※ 個人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、その場合は下記の資料の提示又は、添付は不要です。

（1） 本人が申告書を提出する場合

＜番号確認資料及び身元確認資料＞

	番号確認資料	身元確認資料
窓口 郵送	通知カード 住民票（個人番号付き） 個人番号カード（裏） 等のいずれか	+ 運転免許証・写真付身分証明書 個人番号カード（表） 当市で印字し送付した償却資産申告書 等のいずれか
eLTAX	電子証明書等により本人確認を実施するため、添付は不要です。	

※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認・身元確認の両方の確認資料となります。

（2） 代理人が申告書を提出する場合

＜本人の番号確認資料、代理人の身元確認資料及び代理権確認資料＞

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口 郵送	本人の通知カード 本人の住民票（個人番号付き） 本人の個人番号カード（裏） 等のいずれか	+ 代理人の運転免許証 写真付身分証明書 等	+ 委任状 等

※ 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いいたします。

※ 上記以外の本人確認資料については、内閣官房のホームページをご参照ください。

5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

資産を所有している方で、正当な理由なく、申告をされなかつた場合には、地方税法第386条及び市税条例第75条第1項の規定により、10万円以下の過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金を科されることがありますので、ご注意ください。

6 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査をさせていただくことがありますので、その際はご協力を願いいたします。

7 債却資産の範囲

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、法人税法又は、所得税法の所得の計算上、損金又は、必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます。

(1) 申告が必要な資産

- ・ 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産
- ・ 簿外資産で事業の用に供することができる資産
- ・ 遊休・未稼働の資産で事業の用に供することができる資産
- ・ 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し事業の用に供している資産
- ・ 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供している資産
- ・ 建物の付属設備

(2) 申告の必要がない資産

- ・ 無形減価償却資産（特許権、営業権等）
- ・ 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自転車
- ・ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の減価償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時的に損金又は必要な経費に算入されるもの、また取得価額20万円未満の減価償却資産で事業年度毎に一括して3年間で償却を行うことを選択したもの。

(3) 債却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	固定資産税（償却資産）	国税
個人の場合 (平成11年1月1日 以後に取得した資産)	10万円未満	申告対象外	必要経費
	10万円以上	申告対象外	3年間一括償却
	20万円未満	申告対象	減価償却
	20万円以上	申告対象	減価償却
法人の場合 (平成10年4月1日 以後に開始された事業 年度に取得した資産)	10万円未満	申告対象外	損金算入
		申告対象外	3年間一括償却
		申告対象	減価償却
	10万円以上	申告対象外	3年間一括償却
		申告対象	減価償却
		申告対象	減価償却

8 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと次のとおりです。

	資産の種類	資産例
1	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門・扉・緑化施設等の外構工事 等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械、クレーン等建設機械、駐車場機械装置、発電機設備（再生可能エネルギー発電設備を含む） 等
3	船舶	ボート、釣り船、漁船、遊覧船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	自動車税・軽自動車税の対象外の車両及び運搬具、フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号0、00から09及び000から099、9、90から99及び900から999）
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、ルームエアコン、金庫、ビニールハウス 等

9 業種別の主な償却資産

償却資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。

業 種	具体例
<u>共 通</u>	パソコン、コピー機、舗装路面、ルームエアコン、事務机、応接セット、キャビネット、レジスター、テーブル、椅子、カウンター、タイムレコーダー、金庫、ロッカー、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、ブラインド・カーテン、LAN設備、外構、門、塀、フェンス、外灯、庭園、緑化施設、簡易間仕切、内装・内部造作等（テナント施工のもの）、基礎のない物置、駐車場設備、受変電設備、発電機設備（再生可能エネルギー発電設備を含む）、蓄電池設備、中央監視設備、屋外の給排水ガス設備 等
製造業	金属製品製造設備（旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、金型等）、木製品製造設備（帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等）、食品製造加工設備（厨房設備、窯、オーブン、あん練機、ミキサー、包装機等）、測定検査工具、貯水設備、梱包機、ドラフト、特殊換気設備（ドラフト等に接続する配管等）、特殊配管、クリーンルーム設備 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車（分類番号0、00から09及び000から099、9、90から99及び900から999）、掘削機、測量機器、発電機、ミキサー 等
輸送・運搬業	一般船舶、貨物船、飛行機、ヘリコプター、荷車、構内運搬車、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機 等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、シマ（パチンコ機器等取付台）工事、玉替機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備、接客用家具 等
ホテル・旅館	温泉設備工事一式、ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、自動食器洗浄機、製氷機、カラオケセット、テレビ、ベッド、カーテン、冷蔵庫、応接セット、ボイラー 等
料理・飲食・喫茶店業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄機、製氷器、ボイラー、テレビ、放送設備、カラオケ機器、接客用家具、コールシステム 等
小売業	陳列台・陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、日よけ、冷蔵庫、冷凍庫、接客用家具 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、パーマ器、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール、テレビ、音響機器 等
医・歯業	医療機器（ベッド、手術台、手術機器、X線装置、脳波測定器、心電計、CTスキャン、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、厨房用品、薬品戸棚 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、両替機 等
自動車整備業 ガソリンスタンド	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、テスター、充電器、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、屋外照明設備、洗車機、給油装置、ガソリン計量器、独立キャノピー、構内舗装、防壁、地下タンク、ホイールバランサー 等
不動産賃貸業 駐車場業	駐車場舗装（アスファルト、コンクリート、砂利）、外構、屋内備付電化製品（ルームエアコン等）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車場管理システム、自転車置場、屋外灯、門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事一式、ゴミ置場 等
浴場業	温泉設備工事一式、温水器、濾過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ、マッサージチェア 等
農業・造園業	耕運機、田植機、乾燥機、糲捲機、芝刈機、ビニールハウス、造園用機械 等
諸芸師匠業・貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装 等

※ 一般的な資産の具体例であり、必ずしもこの例によるものではありません。

10 家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		○	○
電気設備	受変電設備	設備一式		○	○	○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	○	○
	中央監視設備	設備一式		○	○	○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		○	○	○
	電力引込設備	引込工事		○	○	○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○	○	○
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等		○	○	○
	L A N 設備	設備一式		○	○	○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等		○	○	○
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器 配管・配線等		○	○	○
	避雷設備	設備一式		○	○	○
	火災報知設備	設備一式		○	○	○
	盜難非常通報装置	設備一式		○	○	○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○	○	○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用） 局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備		○	○	○
				○	○	○
				○	○	○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		○	○	○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○	○	○
	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○	○	○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		○	○	○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○	○	○
				○	○	○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○	○	○
				○	○	○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		○	○	○
				○	○	○
				○	○	○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、 百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		○	○	○
				○	○	○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○	○	○

1.1 法人税・所得税との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取り扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※ 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。
一括償却資産	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能
即時償却資産	課税対象になります。	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	金額にかかわらず、認められません。	認められます。

※ 申告漏れに注意

- 太陽光発電設備等発電設備
- 農業用設備
- 大型特殊自動車
- 外構（アパート、店舗、工場、事務所、倉庫、資材置場、駐車場等の外構設備）
アパートや店舗、工場等のコンクリート舗装、フェンス、砂利、植栽、看板、上下水道・ガス・電気の引き込み工事等の外構設備は、償却資産の申告の対象です。

※ 平成29年1月1日以降に新築されたテント倉庫は、償却資産ではなく、家屋として課税する場合がありますので、テント倉庫を新築された場合には、資産税課へご連絡ください。

<記載例>

受付印	令和 年 月 日 埼玉県深谷市長		※ 所有者コード 新規に申告される方は記載不要です。	
所 有 者	1 住 所 <small>(ふりがな) 又は納税通知書送付先</small> 〒〇〇〇-△△△△ ○○市中央1-×-× <small>(電話 048-561-××××)</small>		3 個人番号又は法人番号 4 事業種目 <small>(資本金等の金額)</small> 食料品製造及び販売 <small>(10 百万円)</small> 5 事業開始年月 平成 5 年 4 月 6 この申告に応答する者の係及び氏名 <small>経理課 ○○ 花子 (電話○○○-△△△-×××)</small> 7 税理士等の氏名 <small>○○会計士事務所 ○○ 次郎 (電話○○○-△△△-×××)</small>	
	2 氏名 <small>(ふりがな) 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名</small> ○○株式会社 <small>たろう</small> ○○ 太郎 <small>(屋号)</small>		8 短縮耐用年数の承認 <small>有・無</small> 9 増加償却の届出 <small>有・無</small> 10 非課税該当資産 <small>有・無</small> 11 課税標準の特例 <small>有・無</small> 12 特別償却又は圧縮記帳 <small>有・無</small> 13 税務会計上の償却方法 <small>定率法・定額法</small> 14 青色申告 <small>有・無</small>	
資産の種類	取 得 備 額			
	前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)	
	1,500,000			
	1,000,000		12,000,000	
	3 船舶		前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。	
	4 航空機		前年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。	
	5 車両及び運搬具		前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。	
	6 工具、器具及び備品		1,342,000 118,000 1,224,000	
7 合計		3,842,000 1,118,000 12,000,000 14,724,000		
資産の種類 * 評価額(示) * 決定価格(ヘ) * 課税標準額(ト) 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計				
記載の必要はありません。 <small>(電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします)</small>				

第二十六号様式

提出用

申告内容について、お問い合わせをする場合がございますので、担当者の方のお名前、ご連絡先を必ず明記してください。

* 評価額の最低限度:評価額が取得価額の5%になるまで償却します。国税の取扱いとは異なりますのでご注意ください。

◎ 新規に申告する場合 以下の例にならい、所有する全ての資産を記載してください。

※ 所有者コード			令和7年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)						
記載不要			資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	
1	2	記載不要	ノートパソコン	1	R 06 05	126,000	4		
2									

取得年号は、必ずアルファベットで記載

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表を参考に記載

「増加事由」の欄は、

- 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他 のいずれかに○

所有者名		1枚のうち		第二十六号様式別表一
○○○○株式会社		1枚目		
価額	※課税標準の特例 率 コード	※課税標準額	増加事由	
			①・2 3・4	
			1・2 3・4	

「取得年月」が1月の場合は
「摘要」に「取得年月日」を記載

資産の種類

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

○ 資産での種類記載は左記のさかい分にしたがって

◎ 減少・修正・増加資産がある場合

前回の申告を基にお持ちの資産をあらかじめ印字しています。

令和7年1月1日時点の状況に合わせ資産の増減・修正等を記載してください。

※ 所有者コード			令和7年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)						
987654321			資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	
1	1	123	外構工事(コンクリート舗装)	1	H 08 11	1,500,000	15		75,000
2	2	495	雑設備	5	H 11 12 04	1,000,000	6		
3	6	597	エアコン	1	H 05 06	118,000	6		11,800
				2		236,000			
4	6	673	冷暖房機器	1	H 08 11	206,000	7		10,300
5	6	729	テレビ プラズマテレビ	1	H 15 03	900,000	5		45,000
6	2		太陽光発電設備	1	R 06 03	12,000,000	17		2,195,554

資産コードは深谷市における償却資産課税台帳に登録されている資産のコードです。

申告する方が独自に管理しているコードとは異なります。

摘要欄

- 一部減少や修正の場合は、修正箇所がわかるようにその旨明記してください。
- 課税標準の特例に該当する場合は、特例の略称等を明記してください。

※ 独自の資産管理システム等による減少資産明細を用いて申告する場合は、必ず種類別明細書の「資産コード」を転記してください。

※ 平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われましたので、ご注意ください。